

沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水防法第15条の10に基づき、沖縄県管理河川流域において、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取組を、関係する機関が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。ただし、構成員がやむを得ない理由により出席できない場合、構成員は代理を出席させることができる。

- 2 協議会に会長を置き、会長は沖縄県土木建築部長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。ただし、幹事がやむを得ない理由により出席できない場合、幹事は代理を出席させることができる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は沖縄県土木建築部河川課長をもって充てる。
- 4 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 5 幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 幹事会は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するための各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。
- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 流域治水に関すること
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、沖縄県土木建築部河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成30年2月1日から施行する。

2 本規約の改定は、令和2年1月14日から施行する。

3 本規約の改定は、令和3年2月12日から施行する。

4 本規約の改定は、令和3年8月12日から施行する。

5 本規約の改定は、令和4年1月21日から施行する。

6 本規約の改定は、令和6年3月8日から施行する。

7 本規約の改定は、令和7年3月7日から施行する。

別表1 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会

名護市長

国頭村長

大宜味村長

東村長

今帰仁村長

本部町長

恩納村長

宜野座村長

金武町長

伊平屋村長

うるま市長

宜野湾市長

浦添市長

沖縄市長

読谷村長

嘉手納町長

北谷町長

北中城村長

中城村長

那覇市長

糸満市長

豊見城市長

南城市長

八重瀬町長

西原町長

南風原町長

与那原町長

渡嘉敷村長

座間味村長

久米島町長

石垣市長

竹富町長

与那国町長

沖縄総合事務局 開発建設部長

沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長
沖縄气象台 沖縄气象台次長
国土地理院 沖縄支所長
沖縄県 知事公室長
沖縄県 土木建築部長
沖縄県 北部土木事務所長
沖縄県 中部土木事務所長
沖縄県 南部土木事務所長
沖縄県 八重山土木事務所長
沖縄県 農林水産部長
沖縄県 北部農林水産振興センター所長
沖縄県 八重山農林水産振興センター所長

別表 2 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

名護市 総務部長
国頭村 総務課長
大宜味村 総務課長
東村 総務財政課長
今帰仁村 建設課長
本部町 総務課長
恩納村 建設課長
宜野座村 総務課長
金武町 総務課長
伊平屋村 建設課長
うるま市 企画部参事
沖縄市 総務部長
宜野湾市 総務部長
浦添市 総務部長
読谷村 総務部長
嘉手納町 総務課長
北谷町 総務部長
北中城村 総務課長
中城村 総務課長
那覇市 総務部長
糸満市 建設部長
豊見城市 総務企画部長
南城市 総務部長
八重瀬町 総務部長
西原町 総務部長
南風原町 総務部長
与那原町 生活環境安全課長
久米島町 総務課長
渡嘉敷村 総務課長
座間味村 総務福祉課長
石垣市 総務部長
竹富町 防災危機管理課長
与那国町 まちづくり課長
沖縄総合事務局 上下水道・低潮線保全官
沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所副所長
国土地理院 沖縄支所専門職
沖縄气象台 地域防災推進課長
沖縄県 防災危機管理課長
沖縄県 河川課長

沖縄県 下水道課長
沖縄県 北部土木事務所 技術総括
沖縄県 中部土木事務所 技術総括
沖縄県 南部土木事務所 技術総括
沖縄県 八重山土木事務所 河川都市港湾班長
沖縄県 農地農村整備課長
沖縄県 北部農林水産振興センター農業水産整備課長
沖縄県 八重山農林水産振興センター農林水産整備課長